

愛荘町新型インフルエンザ等対策行動計画概要

行動計画に基づき、国・滋賀県・近隣市町・医療機関と連携・協力し、発生段階に応じた総合的な対策を推進する。

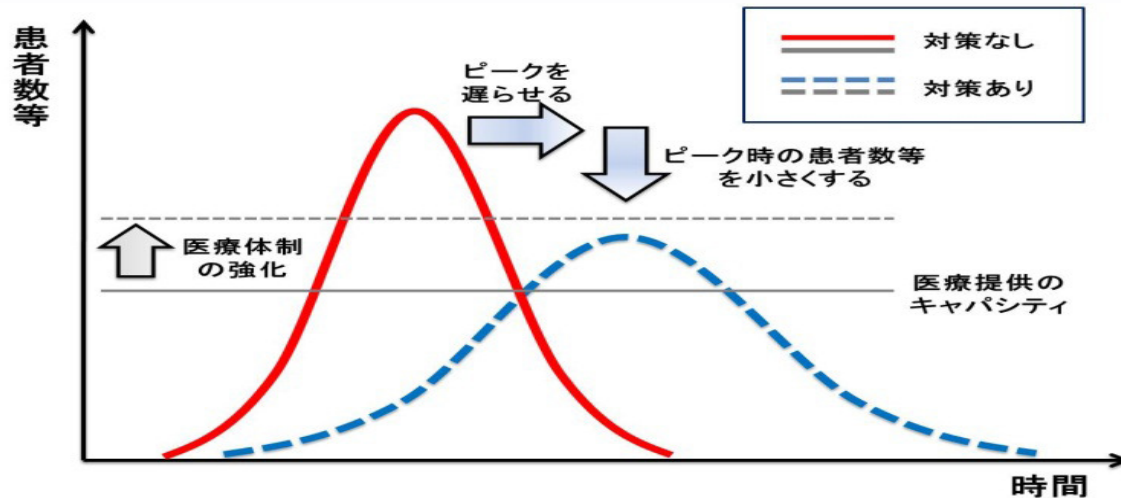
対策の目的および基本的な取組

1. 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命および健康を保護する。
2. 町民生活・経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

対策実施上の留意点

- 基本的人権の尊重
- 危機管理としての特措法の性格
- 関係機関相互の連携協力の確保
- 記録の作成・保存

対策の効果（概念図）



愛荘町の被害想定

- =発病率=
人口の25% (約5,300人)
- =医療受診する患者数=
2,140人～4,110人
- =死亡者数=
28～106人
- =従業員の欠勤=
最大40%程度
(ピーク時の約2週間)

対策の主要6項目

1. 実施体制

- 愛荘町新型インフルエンザ等対策本部の設置
- 必要に応じて緊急事態宣言

2. 情報提供・共有

- 住民への適切な情報提供

3. まん延予防に関する措置

- 手洗い・うがい・マスク・咳エチケットの勧奨
- 不要不急の外出自粛要請
- 施設の使用制限

4. 予防接種

- 住民への予防接種の実施

5. 医療

- 在宅で療養する患者への支援

6. 町民の生活および経済の安定確保

- 遺体の火葬・安置
- 水の安定供給
- 要配慮者への生活支援

など

対策推進のための組織体制

愛荘町新型インフルエンザ等 対策本部

[本部長] 町長

[副本部長] 副町長

[本部員] 教育長
総務部長
総合政策部長
議会議務局長
会計管理者
住民福祉部長
産業建設部長
教育管理部長
総務課長
健康推進課長

[事務局] 総務課

*愛荘町新型インフルエンザ等
対策本部条例 第3条第2項

対策会議

○対策会議は、庁議
規程第4条に規定す
るもので構成する。
○町長が招集し、会
議の議長となる。

[庶務] 総務課

業務継続計画

発生段階

